# 近世村絵図の史料学

# 大阪商業大学商業史博物館蔵「河内国茨田郡藤田村文書」の村絵図を通して

永

海 囯

#### はじめに

機関では、インターネットを利用して高精細画像を公開しているとこ ろもある。 けられ、刊行された図録もかなりの数にのぼる。 近世絵図を所蔵する 館では近世絵図をテーマにした展覧会が開かれることもしばしば見受 の「絵図・地図編」が発刊されている場合も少なくない。各地の博物 史では、資料編や本編に付図としてよく絵図が掲載されており、単独 我が国では、近世に各種の手描き絵図が大量に作成された。自治体

I

このような近世絵図の一般への公開が広がっているのは、当時の景

いった安易な使われ方で終わっている場合もあるように思われる。 持っている本来の史料的価値よりも、視覚資料として「見て解る」と とは、近世絵図の魅力の大きな価値といえようが、一方で近世絵図が 般の人々に興味と関心を抱かせることができるからであろう。このこ る。特別な知識がなくてもある程度の内容が分かり、研究者以外の一 て、美術的な価値があることによるところが大きいように考えられ 観を視覚的に知ることができることや、絵画的技法により描かれてい

る。近世絵図を利用した研究は多くあるが、絵図そのものの研究とな また、歴史地理学の研究の面からみても様々な問題点が見受けられ

限られ、村絵図についての研究は極めて少ないのが現状である。(三)ると城下町絵図や幕府撰国絵図、伊能図、測量絵図、争論絵図などに

かれた内容や紙質や文字などの情報からおよその推定年代を検討するい場合が多く、補助資料としてとり扱われているのが一般的である。 このような種々の問題点は、絵図そのものの研究が未だに不十分であることに求められるように考えられる。古文書の場合は、古文書学あることに求められるように考えられる。古文書の場合は、古文書学あることに求められるように考えられる。古文書の場合は、古文書学あることに求められるように考えられる。古文書の場合は、古文書学が方法論や調査方法を確立している。例えば、古文書に題名がない場合が方法論や調査方法を確立している。例えば、古文書に題名がない場合が方法論や調査方法を確立している。例えば、古文書に題名がない場合が方法論や調査方法を確立している。例えば、古文書に題名がない場合が方法論や調査方法を確立している。例えば、古文書に題名がない場合が方法論や調査方法を確立している。例えば、古文書に題名がない場合が表面である。さらに、書かれた内容や紙質や文字などの情報からおよその推定年代を検討するのものの研究が表面といる。

は歴史地理学の研究者に課せられた課題といってよい。その課題を克が多い。このような場合、前述の古文書の検討と同じく、絵図の内容が多い。このような場合、前述の古文書の検討と同じく、絵図の内容が多い。このような場合、前述の古文書の検討と同じく、絵図の内容が多い。このような場合、前述の古文書の検討と同じく、絵図の内容が求めら年代の判明した絵図の主題を読み取るには、絵図に書かれている文られる。しかし、絵図の主題を読み取るには、絵図に書かれている文られる。しかし、絵図の主題を読み取るには、絵図に書かれている文られる。しかし、絵図の主題を読み取るには、絵図に書かれている文を読むという「読図」が必要となってくるのである。「読図」の技術を読むという「読図」が必要となってくるのである。「読図」の技術を読むという「読図」が必要となってくるのである。「読図」の技術を読むという「読図」が必要となってくるのである。「読図」の技術を読むという「読図」が必要となってくるのである。「読図」の技術を読むという「読図」が必要となってくるのである。「読図」の技術を映画している。

のが普通であろう。

な絵図の史料学的研究を進める必要がある。服するためには、何を調査してどのように記録するかといった具体的

なり、村絵図研究の貴重な材料となるものである。 本論は、近世村絵図の史料学を構築することを目的にし、具体的ななり、村絵図研究の貴重な材料となるものである。 には、大阪商業大学商業史博物なり、村絵図研究の貴重な材料となるものである。 には、大阪商業大学商業史博物なり、村絵図研究の貴重な材料となるものである。 には、大阪商業大学商業史博物なり、村絵図研究の貴重な材料となるものである。

どについて述べる。ついで、下図を整理して作成過程順に並べ、 なおざりにされてきた近世村絵図の史料学的調査の方法を具体的にと 絵図の調査を追体験できるように工夫した。 この論述の順序は、 活かしつつ、題名を付与して絵図目録を作成するものである。 その内容を比較してその前後に挿入する。その上で、これらの成果を 記入されている絵図を編年順に並べ、年代の記入されていない絵図と 内容、色彩、紙質、 の分析に入る前に藤田村文書と絵図の概要および調査の経緯と方法な きるが、今回の「近世村絵図の史料学①」では、まず、 したがって、さまざまな分析の可能性を秘めているということがで 本絵図を調査した段階にしたがっており、 構図などの変化を明らかにする。さらに、 いわば、 本論はこれまで 絵図そのもの また、

### りあげるものである。

## 一、研究課題と藤田村の近世

## () 史料の梗概と研究経緯

し、本研究にいたる経緯を紹介して、藤田村の近世を振りかえっておここでは、本論で対象とする藤田村文書とその村絵図について検討

でカッコによる注記が割愛されている。 地などと題名からの判断で恣意的に九種にわけらおり、時間的な問題 所についてはまったく不明」であったために、 録が完成したものである。同文書は「文書の原形やその存在理由、 められおり、 六年、同研究所発刊) に「河内国茨田郡藤田村文書目録」としてまと ○○点の文書群で、平成五年より文書目録の作成を開始し同六年に目 藤田村文書は、 藤田村文書は大阪商業大学が平成元年に古書店より購入した約九 によって『大阪商業大学商業史研究所資料目録 池田浩司によって解題も書かれている。その解題による すでに大阪商業大学商業史研究所(現、 目録は支配・租税・土 第二集』(平成 商業史博物 出

明治四三(一九一〇)年までに及んでいる。その中でも解題も指摘すその五割を占めている。文書の年代は、寛永一〇(一六三三)年からと「人別送り」を中心とする戸口関係文書一二二点の計四六八点が、文書の主たる内容は、租税関係の「定免」「割付」「皆済」三四六点

目録には、絵図の題名が絵図名として書き記されているものが四点

があることも、絵図群の希少性を高めている。連する検地・凶荒・救恤・普請 (大川筋・樋・堤・井路) などの文書り、治水とは切り離せないものである」と指摘しているが、それに関いる。 また、「絵図には必ず樋・井路・堤などの所在が示されておるように「四十三点というまとまった村絵図」が特徴の一つとなって

表1は、本研究で調査対象とした目録にみられる四一点におよぶ絵表1は、本研究で調査対象とした目録にみられる四一点におよぶにおよびは、対絵図の項目に「村絵図」と「樋・井図の一覧である。目録では、村絵図の項目に「村絵図」と「樋・井図の一覧である。目録では、対絵図の項目に「村絵図」と「樋・井図の一覧である。

空白期間を埋める必要性が認められる。 
空白期間を埋める必要性が認められる。 
これは明治後半のものも解題の指摘では、四三点の絵図とするが、これは明治後半のものも解題の指摘では、四三点の絵図とするが、これは明治後半のものも解題の指摘では、四三点の絵図とするが、これは明治後半のものも解題の指摘では、四三点の絵図とするが、これは明治後半のものも解題の指摘では、四三点の絵図とするが、これは明治後半のものも解題の指摘では、四三点の絵図とするが、これは明治後半のものものない絵図は二八点であり、これらの年代の検討が求められ、上述ののない絵図は二八点であり、これらの年代の検討が求められ、上述ののない絵図は二八点であり、これらの年代の検討が求められ、上述ののない絵図は二八点であり、これらの年代の検討が求められ、上述ののない絵図は二八点であり、これらの年代の検討が求められ、上述ののない絵図は二八点であり、これらの年代の検討が求められ、上述ののない絵図は二八点であり、これらの年代の検討が求められ、上述ののない絵図は二八点であり、これらの年代の検討が求められ、上述ののない絵図は、四三点の絵図とするが、これは明治後半のものもをはいます。

## 表1 藤田村文書の絵図

			28日3人皿の通及	
細巾	記入作成年月日	<b>豁図</b> 的	寸法(cm)	作成者→宛名
617	元禄10(1697)年7月24日	[村絵図 ]	$53.0 \times 68.3$	記載なし→樫庄左衛門・池田彦衛門
626	宝暦6(1756)年	[村絵図]	$42.5 \times 54.7$	記載なし→角倉与一様
612	明和8(1771)年3月	[村絵図]	$57.7 \times 57.7$	河州茨田郡藤田村庄屋宇平・年寄次郎兵衛→記載なし
614	明和9(1772)年2月	[村絵図]	$29.2 \times 42.5$	庄屋市兵衛・年寄惣兵衛・惣百姓市郎右衛門→記載なし
608	天明元(1781)年8月	河州茨田郡藤田村絵図杭井路改	$40.6 \times 56.5$	河州茨田郡藤田村庄屋市兵衛・年寄惣兵衛他二名→記載なし
613	文化4(1807)年10月	[村絵図 ]	$30.5 \times 39.2$	御料庄屋与兵衞・年寄惣兵衞他一名→記載なし
615	文化5(1808)年	井路道麁絵図	$41.0 \times 40.2$	御料庄屋与兵衞・年寄彦兵衞他二名→記載なし
611	文化10(1813 )年	[村絵図・樋寸法書記ス]	$28.0 \times 40.5$	百性(姓)代徳兵衛・年寄善兵衛他一名→記載なし
610	天保8(1857)年	[村絵図・御勘定様御巡見 二付指上候写 ]	$27.6 \times 40.3$	記載なし→記載なし
609	文久元(1861)年8月	[村絵図 ]	$40.3 \times 57.8$	河州茨田郡藤田村庄屋松井勘兵衛・年寄儀兵衛他一名→永井金三郎
606	明治元 (1868 )年9月	[村絵図]	$28.0 \times 39.9$	<ul><li>永井左衛門領地河州茨田郡藤田村百姓代儀兵衛・百姓代嘉兵衛他一名→ 大阪府南司農局御役所</li></ul>
605	明治元 (1868 )年5月	[村絵図]	$28.0 \times 39.9$	<ul><li>永井左衛門領地河州茨田郡藤田村百姓代嘉兵衛・同非番市左衛門他一名</li><li>→大阪府南司農局御役所</li></ul>
604	明治3(1871)年10月	[村絵図]	$40.1 \times 40.1$	河州茨田郡藤田村百姓代非番嘉兵衞·百性(姓)代市左衞門他一名→堺縣 御役所
616	記載なし	[村絵図]	$45.8 \times 57.8$	河州茨田郡藤田村庄屋又右衛門・六兵衛
618	記載なし	[村絵図]	$85.0 \times 81.4$	記載なし→記載なし
619	記載なし	茨田郡八ケ所十七ケ所惣高 四万七千石余村々絵図	$109.1 \times 106.5$	記載なし→記載なし
620	記載なし	[村絵図 ]	$20.7 \times 33.7$	記載なし→記載なし
621	記載なし	[村絵図]	$29.9 \times 42.5$	記載なし→記載なし
622	記載なし	[村絵図 ]	$27.8 \times 40.8$	庄屋與兵衞・年寄惣兵衞・百姓代徳兵衞→記載なし

5								近t	世村名	絵図の5	2料	学(一	•)									
645	644	643	642	641	640	639	638	637	636	635	634	633	632	631	630	629	628	627	625	624	623	船
記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記入作成年月日
[村絵図 ]	[村絵図]	[村絵図 ]	[村絵図]	[村絵図]	「村絵図 ]	[村絵図]	[村絵図]	[村絵図 ]	[村絵図 ]	[村絵図]	[村絵図 ]	「村絵図 ]	[村絵図 ]	[村絵図 ]	[村絵図 ]	[村絵図 ]	[村絵図 ]	[村絵図 ]	[村絵図 ]	河内国茨田郡藤田村絵図	[村絵図・樋所在ケ所確認図面]	絵図化
39.8×57.3	$62.5 \times 68.8$	$42.8 \times 59.8$	41.4×55.7	$39.5 \times 55.4$	$54.4 \times 81.9$	$55.2 \times 71.3$	$27.9 \times 40.4$	$27.4 \times 40.7$	$28.0 \times 40.3$	$38.9 \times 54.0$	$54.3 \times 84.4$	$29.0 \times 46.1$	$28.0 \times 40.3$	$28.0 \times 43.5$	$35.0 \times 48.4$	$27.9 \times 40.8$	$33.7 \times 48.3$	$34.2 \times 47.8$	$40.8 \times 55.7$	$40.5 \times 55.7$	$30.2 \times 43.0$	寸法(cm)
当御知行所河州茨田郡藤田村庄屋松井勘兵衛・年寄儀兵衛他―名→記載なし	記載なし→記載なし	河州茨田郡藤田村庄屋又右衛門・年寄市兵衛他一名→記載なし	当御知行所河州茨田郡藤田村庄屋松井勘兵衛・年寄儀兵衛他―名→記載なし	記載なし→記載なし	記載なし→記載なし	記載なし→記載なし	河州茨田郡藤田村庄屋與兵衞・年寄善兵衞他一名→記載なし	河州茨田郡藤田村庄屋與兵衛・年寄惣兵衛他一名→記載なし	河州茨田郡藤田村庄屋市兵衛・年寄市郎右衛門他一名→記載なし	当御知行所河州茨田郡藤田村庄屋松井勘兵衛・年寄儀兵衛他―名→記載 なし	記載なし→今村九右衛門	河州茨田郡藤田村庄屋右兵衛・年寄惣兵衛他一名→記載なし	河州茨田郡藤田村庄屋市兵衛・年寄市郎右衛門他一名→記載なし	河州茨田郡藤田村庄屋市兵衛・年寄市郎右衛門他一名→記載なし	河州茨田郡藤田村庄屋市兵衛・年寄惣兵衛他一名→記載なし	河州茨田郡藤田村庄屋與兵衛・年寄惣兵衛他一名→記載なし	記載なし→記載なし	記載なし→記載なし	河内国茨田郡藤田村→記載なし	河内国茨田郡藤田村→記載なし	河内国茨田都藤田村→記載なし	作成者→宛名

て補完され、検討ができるようになってきたといってよい。 で補完され、検討ができるようになっていない。しかし、この諸問題は、本絵図の調査時点での研究段階でに主題が示されていないし、同時に作成された下図を群としてとらえに主題が示されていないし、同時に作成された下図を群としてとらえであり、残りの三四点は[村絵図]としてのみ記載されている。先ので、絵図の文章を記したものが二点、題名を新たにつけたものが一点

ておきたい。ここでこれまでの調査の経緯と調査方法について計画も含めて述べ

絵図研究は、ここ一○年余りの間で大きく進展し、藤田村絵図の研究の対象として極めて魅力のあるものとして認識し続けてきた。また、が刊行された後に再度の調査を行ったが、これも整理の域をでないもが刊行された後に再度の調査を行ったが、これも整理の域をでないもが刊行された後に再度の調査を行ったが、これも整理の域をでないもが開行された後に再度の調査を行ったが、これも整理の域をでないる学商業史研究所の小田忠の紹介によって平成二年にその存在を確認し学商業史研究所の小田忠の紹介によって平成二年にその存在を確認し

者として、杉本の提唱する絵図を「もの」として捉えるという視点かために」(代表・杉本史子、課題番号一八二〇二〇一五)の研究分担金・基盤研究A「地図史料学の構築―前近代絵図データ集積・公開のさて、本研究の直接的な動機は、平成一八年度に科学研究費補助

が可能な環境が整ったのである。

きっかけである。(ら)ら国絵図を中心に文理融合の調査が行われ、それに参加できたことが

実見しながら学び、議論をしてきた。美術館学芸員で色彩とその原料の専門家である降旗千賀子らに現物を料編纂所の模写制作者の村岡ゆかり、表装技術者の高島晶彦、目黒区絵図の紙質・色彩・描写方法などの目視調査の方法を、東京大学史

せられた。での筆者自身が行った調査を振り返り絵図の鑑識眼の曖昧さを痛感さずの筆者自身が行った調査を経験した。これらの調査によって、これま料分析などの科学的調査を経験した。これらの調査によって、これま調査、同研究所の吉田直人による可視反射分光スペクトル法による染色材料また、東京文化財研究所の早川泰弘の蛍光X線分析による彩色材料

本史子、 |||・|||・||三年度〈科学研究補助金・基盤研究A「『地図史料学 よる紙・色彩などの専門家の調査、さらには科学的調査を実施し、 構築』の新展開 田村文書の絵図群を対象とし本論をまとめることとしたものである。 それを説明することが必要であることを認識し、その第一歩として藤 持つ情報をどのように客観的かつ体系的に調査しているかを整理し、 で、上記科研の研究連携者である鳴海邦匡とともに、絵図そのものの 経験から得た鑑識眼については、 さらに、ここにまとめられた研究成果は、前記科研の継続調査平成 しかしながら、筆者らがこれまでに数千点におよぶ絵図を調査した 課題番号 (二一二四二〇一八)〉 ―科学的調査・復原研究・データベース」( 代表・杉 それなりの自信を持っている。 によって、 前述した目視に

になるであろう。その研究報告については、次の機会となる。紙・色彩の専門家や科学調査による成果の利点や欠点も同時に明らかわれの鑑識眼が試され、その限界と問題点が明らかになる。一方で、我々の鑑識眼を確認することとなる予定である。これによって、われ

としたい。としたい。とは、無対しても次回で検討することとしたい。とは絵図の情報が生み出された後も生き続けるということはどういうことか、こうした点を考えるうえで、の内容が古くから継承されたものであるということは、ごく当然の可の内容が古くから継承されたものであるということは、ごく当然の可の内容が古くから継承されたものであるということは、ごく当然の可の内容が古くから継承されたものであるということは、ごく当然の可の内容が古くから継承された内容は、描き写すことができる情報であまた、絵図に表現された内容は、描き写すことができる情報であまた、絵図に表現された内容は、描き写すことができる情報であ

#### 近世の藤田村

ながら触れておくことにしよう。ここでは、本論に入る前に藤田村の近世について主に明細帳により

り、大阪国際大学・短大部が位置する学園都市でもある。また、土地和田駅に隣接していることから、住宅地が密集したペッドタウンであいほど離れて淀川が流れ、東の村境は古川が流れている。京阪本線大し、藤田町一丁目から六丁目にほぼ該当する。北西一・五キロメート藤田村は、現大阪府守口市の東端に位置し、寝屋川市と門真市に接

動したのに代わって同淀藩主となった永井尚政領となった。 とて、藤田村の近世を概観しておこう。藤田村は、年未詳(後述の とのにている。 区画整備が行われており、絵図に描かれた農村景観は一変している。 区画整備が行われており、絵図に描かれた農村景観は一変している。

平均割合は六二パーセントと高く、藤田村は二番目に日損・水損所の の管理に関係するものとみなされる。 の管理が行われていたとみられ、藤田村絵図の多くはこの樋門と水路 的少ない村である。 少ない村であった。藤田村は、正保期の茨田郡内において湿地が比較 村(九三パーセント)で、一村あたりの日損・水損所の村高に占める で日損・水損所のない村は五村だけで、日損・水損所がある村が六六 で小規模な村であった。 三升六合となっている。茨田郡七一村の中で村高は、下位から七番目 家文書)には、「藤太村」として淀藩永井尚政領となっており、 の約一五パーセントが低湿地帯となっている。 ||三||石七斗||升||合で、田地||||||石七斗八升六合、畑地八石九斗 正保四 (一六四七) 年の「河内一国村高控帳」(大阪府枚方市浅尾 おそらくは、 また、日損所五石、水損所一五石とあり、村 樋門と水路の設置によって、 しかし、 茨田郡のなか 村高

可を得ずに大蔵樋を建設し、一家がことごとく処刑される事件が起き慶安二(一六四九)年には、当村庄屋の小泉弥治右衛門が幕府の許

したい。 れる。この問題については、ここでは指摘にとどめ後考を期すことに で、藤田村がさほどの湿地帯でないことからも、十分な検討が求めら 性もあり、上述したように正保四年の「河内一国村高控帳」の段階 消されたという。しかし、この事件はキリシタンに関係している可能 たとされる。また、この大蔵樋によって、藤田村の湿地帯がかなり解

間(一六七三~八一年)の「河内国支配帳」によると藤田村は永井直 医師)となっている。 四軒、水呑二軒」で、 幕府領一〇七石余のみの明細を記載するが、戸数は一六軒で「高持一 は幕府領となった。そののち、文政一一(一八二八)年から天保三 の子の直増が元禄元 (一六八八) 年に閉門となり、一〇七石余の領地 右領が三九石余、同尚春領が一○七石余となっている。しかし、尚春 石)の二人が、藤田村へ相給によって入封することとなった。延宝年 に分ち譲り、四男直右 ( 旗本七〇〇〇石 ) と五男尚春 ( 旗本三二八〇 で、上上田四町一反四畝六歩、 合で、藤田村の高は計一四七石二升一合であった。この「明細帳」は ○七石七斗六升六合で、直右の孫にあたる尚経領が三九石二斗五升五 (一八三二)年までの間は、大坂城代知行地になったようである。 享保七 (一七二二) 年の「明細帳」[ 403] によると幕府領は一 その後、万治二 (一六五八)年に淀藩主の永井尚政は淀藩領を子息 人口は男三六人、女四四人の計八〇人(内二人 幕府領の耕地の全面積は七町三反九畝二七歩 上田二町四畝一〇歩、 中田五反九畝一

> 次の通りとなっている。 ものと考えられる。前述の享保七年の明細帳の樋門についての記載は であったとみてよかろう。これは、樋門と用水路により守られていた 領の上田面積は八八パーセントであり、藤田村全体の耕地状況は優良 後述するが、明治二 (一八六九) 年の明細帳 [401] における永井 九合で、面積は二町五反程度で全耕地面積の二五パーセントである。 品はかなりよい。幕府領以外の永井領の耕地の石高は二四石四斗五升 耕地面積の約六割、上田を含めると八四パーセントを占めており、田 確認できる。同帳には「当村八水損場二而候」とあるが、上上田が全 作田となっており、三分の一程度の田地で麦の裏作が行われたことが 敷二反九畝一歩)とある。また、 田地のうち、二町一反五畝九歩は麦

用水は淀川より 樋数用水・悪水両用拾四ケ所

悪水樋出し樋七ヶ所 用水入樋六ヶ所

大久保庄五ケ村御料私領立会

右同断

用水入樋一ヶ所 大久保庄五ケ村仁和寺村

悪水出シ樋弐ヶ所 立会

IJ れらの樋門・用水の設置や管理には、 から水田へと水を汲み込む水車の一種である龍骨車六台もあった。こ 久保庄の樋組に属していた。さらに、低湿地帯であることから用水路 われていたのであった。 このように、三〇か所におよぶ樋門によって用水・悪水の管理が行 かつそれを管理・計画・記録などする手段として絵図が不可欠な また、藤田村は梶・東・金田・北村を含む大 土木や農業の技術が必要であ

○歩、下田一反七畝、上畑一反六畝、

畑屋敷四反五畝一歩(ほかに屋

ものであったと考えられる。

りその把握と管理を行う必要性があったとみてよい。おり、耕地の権利関係は極めて複雑であった。これもまた、絵図によよりの出作であり複雑な領地構成も当村の大きな特徴の一つである。また、藤田村からの周辺諸村へ二四石四斗五升九合の出作も行われてまた、藤田村からの周辺諸村へ二四石四斗五升九合の出作も行われてまて、上述したように幕府と旗本永井の相給であるとともに、他村

となろう。

あって、典型的な大坂の近郊農村であった。 
これらの耕地の権利関係が複雑である背景の一つには、中世以来のこれらの耕地の権利関係が複雑である背景の一つには、中世以来のこれらの耕地の権利関係が複雑である背景の一つには、中世以来のこれらの耕地の権利関係が複雑である背景の一つには、中世以来のこれらの耕地の権利関係が複雑である背景の一つには、中世以来の

田村新畑検地帳」[104]には、「堤腹、下々畑三反弐畝拾六歩、村えば、享保一三年しか該当しない。享保一〇年二月「河内国茨田郡藤年の明細帳[403]には、申新田の記載がない。この間の申年とい五升弐合 水損皆無 去申新田」とある。上述の享保七(一七二二)また、元文五(一七四四)年の「申年御取箇之事」に、「一石九斗

六(一七五六)年村絵図[626]に申新田が見られるのもこの傍証した元禄一〇年の村絵図[617]に申新田の記載がなく、次の宝暦〇年に開発が開始され、同一三年に完成したのではなかろうか。先述中によって切り開く。分米一石九斗五升弐合」とあることから、同一

見られる。また、牛が三疋飼われていることもわかる。 見られる。また、牛が三疋飼われている。これには、幕府領高は一の明細帳との変化を掲げると戸数が一八軒、人口が男五一人、女三八の計八九人となっており、やや戸数人口ともに増加している。また、「申新田高壱石九斗五升三合 此反別三反弐畝拾六歩」の記載がた、「申新田高壱石九斗五升三合 此反別三反弐畝拾六歩」の記載がた、「申新田高壱石九斗五升三合 此反別三反弐畝拾六歩」の記載がた、「申新田高壱石九斗五升三合 此反別三反弐畝拾六歩」の記載がた、「申新田高壱石九斗五升三合 此反別三反弐畝拾六歩」の記載が表していて、天明五(一七八五)から七年までの間に作成されたと考え

ができる。このほかに、天明七、寛政六 (一七九四)、文化八、同一の「水難二付諸年日記」[515]では幕府領居住者七七人のうち地は「水入皆無」の状態で、まったく収穫がない状態となり、翌五年地は「水入皆無」の状態で、まったく収穫がない状態となり、翌五年地は「水入皆無」の状態で、まったく収穫がない状態となり、翌五年中でも文化四(一八〇七)年五月の水害の被害は甚大であった。同年中でも文化四(一八〇七)年五月の水害の被害は甚大であった。同年中でも文化四(一八〇七)年五月の水害の被害は甚大であった。同年中でも文化四(一八〇七)年五月の水害の被害は甚大であった。同年中でも文化四(一八〇七)年五月の水害の殺害は甚大であった。同年中でも文化四(一八〇七)年五月の水害の殺害は甚大であった。同年中でも文化四(一八〇七)年五月の水害の殺害は甚大であった。同年中でも文化四(一八〇七)年3月の水害の決害は甚大であった。同年中でも文化四(一八〇七)年3月の水害の殺害は甚大であった。同年中でも文化四(一八〇七)年3月の水害の水害には、1000円である。

伴う河床の上昇などといった問題によるものとみなされる。おける新田開発の隆盛や森林伐採による禿山の増加による土砂流失にいというのではなく、近隣諸村でも水害が頻発しており、近世後期に起きている。これらの水害の多さは、藤田村における史料の残りが良二、文政四 (一八二一)、弘化三 (一八四六)、明治元年などに水害が

のいる。

いと、藤田村の絵図による村の管理について知ることになるものと思おける相給や出作による領地の複雑な入り組みについての絵図群と、相給や出作による領地の複雑な入り組みについての絵図群に分が、同村が低湿地にあって用水・悪水に悩み対応した歴史の証拠史料が、同村が低湿地にあって用水・悪水に悩み対応した歴史の証拠史料が、同村が低湿地にあって用水・悪水の管理・計画・記録についての絵図群に分は、非田村の近世史を概略検討したが、その歴史的経過からしている。

## 二、年代の記入された絵図の作成過程

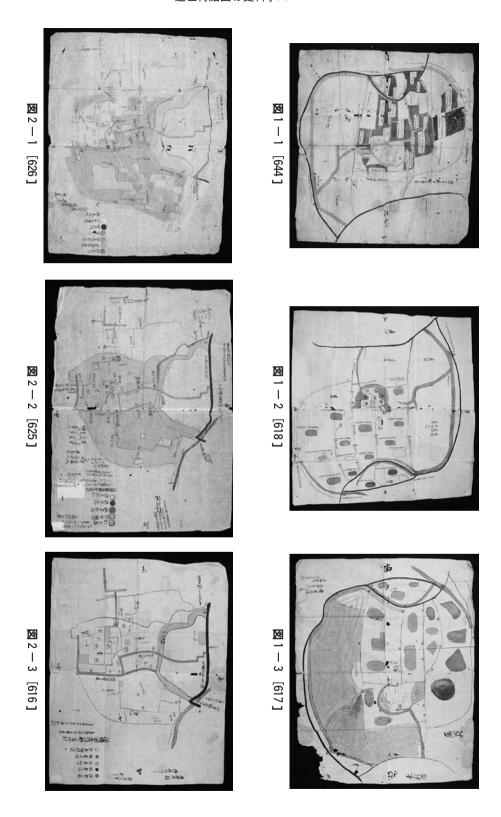
えたい。のもみられる。そこで、それらの作成過程の判る絵図を群としてとららに、簡略な測量を行った帳面を作成し、その上で絵図を作成したもらに、簡略な測量を行った帳面を作成し、その上で絵図を作成したもた、一度作成された絵図が、後年に書写されたりしたものもある。さ村絵図は、下図を作成し数度の修正を経て図が完成している。ま

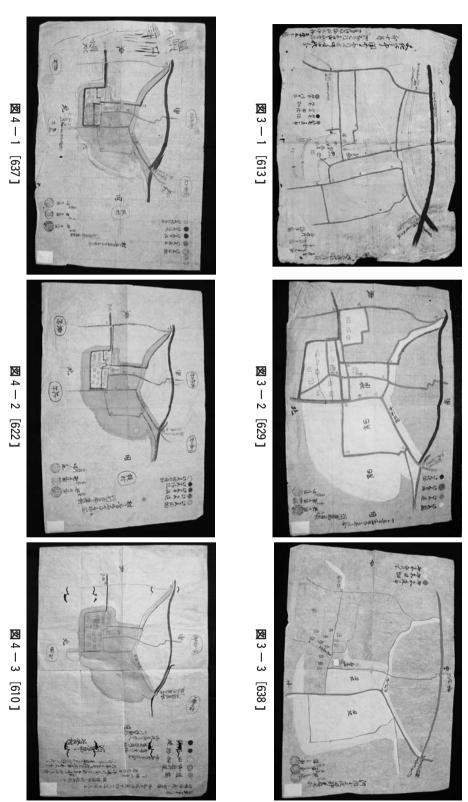
たり、訂正されたりしたかについて検討する。判る絵図について、具体的に下図からどのように絵図が書き換えられまずは、作成年代が記入されている絵図を基準にして、作成過程の

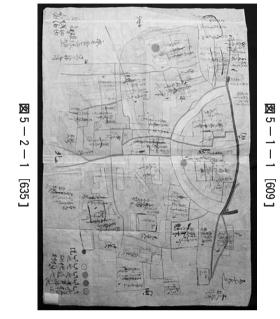
ものである。

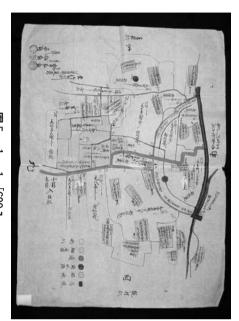
七月二四日[617](図1−−2)は、その下図とみられるは、「樫庄左衞門・池田彦右衞門差上候」とあり、作成年の下には、「樫庄左衞門・池田彦右衞門差上候」とあり、作成年の下には、「樫庄左衞門・池田彦右衞門差上候」とあり、作成年の下には、「樫庄左衞門・池田彦右衞門差上候」とあり、作成年の下には、「樫庄左衞門・池田彦右衞門差上候」とあり、作成年の下には、「極上のである。本図に出げている。本図には、「極上のである。本図には、「極上のである。本図には、「極上のである。

で「長谷川六兵衛様御下立会」「寺・八まん御年貢地」「大しやうぐん描写は稚拙であり道路・用水路・樋門などを簡略に描いている。朱書を示し、その石高を示している。かなり摩耗していることもあるが、ら、永井領を中心に示す絵図であることがわかる。黒色で範囲を示ないが、「高三九一石二斗五升五合 藤田村」と記していることかまず、作成されたのは[644]であろう。本図には凡例や題名がまず、作成されたのは[644]であろう。本図には凡例や題名が

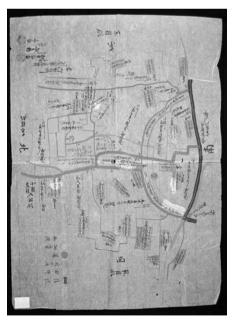


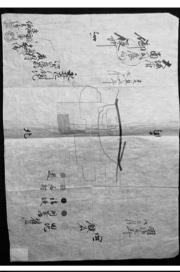


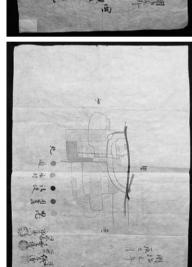












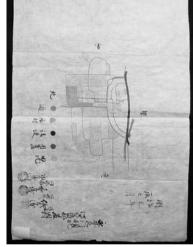


図6-3 [604]

が記入されている ている。このほかに「御蔵」の書き込みと描写、村の東西の距離など 御年貢地」とある。寺社は朱色で描かれ、年貢地であることが記され

**⊠**6 — 1 [605]

**図** 6 — 2

[606]

は新たに「高札場」の描写がみられる。 居村には、[644]に見られた朱書が墨書で書かれ、「御蔵」の横に もに藤田・東・北村の領地を分け、 つぎに作成された[618]は、入会地を小判形で示して石高とと かなり簡略化されている。 中央の

∞] よりさらに簡略になっている。しかし、前述したように、元禄一 村名・石高などは一切みることができない。 [ 617] は、領地の具体的な広がりが灰色で彩色されているが、 居村には、「大将軍年貢地」「御蔵」のみが書かれており、[61 道路・水路・樋門が描か

> 池田彦右衛門差上候」とあることから、控図とみなされる。 ○年七月二四日の下に「控」とあり、絵図を提出した「樫庄左衛門・ て、元禄一○年に[ 644] →[ 618] →[ 617] の順で作成さ したがっ

れた絵図と考えられる

あるとみなされるものである。下図と考えられるものに[626 與一宛の[616](口絵3、図2-3)がある。 様御添様差上申候」とあって、提出された絵図の村における「控」で (図2-1)と[625](図2-2)がある。 ついで作成年が明らかな絵図に宝暦六 (一七五六)年丑五月の角倉 同図は、 角倉與一

ケ田、薄茶色=田地水田、 最初に作成された[626]の凡例は七種で、 濃茶色=水路、黒色=堤、白色=居村、 赤色=道、 黄色=上 紙

名の記載があるが、 ĸ ıΣ る滲みや斑点の跡が無数にあって丁寧さを欠いている。 絵図の中で目立つ色は、黄色で示された「上ケ田」である。また、字 さらに、三か所に貼り紙による修正があり、 庄屋又右衛門 (押印無)と六兵衛 (押印有)の記載がある。最も 凡例が容易に決定されなかったことが伺い知れる。凡例の左下に 他領とある。 凡例の下には、 方位の南北を墨書するが、 凡例を示す丸印のみが書かれてお 東西は記入されていな 彩色の失敗と思われ

が示され、[626]の家屋二軒が移動し、 庄屋の押印はない と記されている。 永井左門の領地高が示されているが、それは凡例で示された他領にあ が全面に彩色され、それに主題があるように思われる。 紙色=他領となっている。「上ケ田」の表現はなく、領内を示す茶色 きに屋根を描いて統一的になっており、絵図の余白に「竈数拾六軒」 たるとみなされる。 幕領分の石高、 625]の凡例は五種で、赤色=道、 大坂などの主要都市への距離が記されている。 隣接する村の領主名や村高も記入している。また、赤色で寺社 三点の図の中で最も豊富な情報量である。ただし、 絵図の文字情報は豊富で樋門の名称を詳細に書き 田畑面積、 申新田の高と面積、 茶色=領内、 家屋の表記もすべて南向 凡例の左下には、 竈数、人口、牛 絵図の余白に 青色 = 井路

と申新田高が記入されている。また、上述した角倉の宛名とともに作 616]の凡例は五種で、 白色=領内入組となっている。 赤色=道、 黒色=堤、 凡例に続いて村名、 黄色=畑田、 幕領高 青

> 門も描かれている。 かから選択された黄色の「畑田」であることが、一見してわかるシン ζ 野道が描かれ、その他の道は細く (道路名有) その区別が明瞭であ 成年も明記されている。 プルな内容となっている。 神社を赤色で記している。井路も太線・細線で区別しており、樋 字名が記入され幕府領の面積が記され、 図の主たる目的は、[626]の「上ケ田」のな 図の中央を赤色の太線で和州奈良道と河州平 庄屋の押印はみられない。 家屋は七軒のみを記し

この絵図の作成過程は、[626]→[625]→[616]であ

వ్య

下図でも初期のものであろうと考えられる。 色で杭を示すことになっているが、それを絵図では確認できないので 郡村絵図杭井路改 間の距離が逐一記されている。[ 608] には、「天明元年 ſΪ 05]と同年八月作成の[608](図版割愛)の絵図をみておきた い関係にある天明元 (一七八一) 年八月四日「村中井路杭改帳」[5 れて文字・彩色・描写ともに丁寧に清書されていることである。 合、角倉與一)の求めに応じて内容が絞られ、さらに作成が進むにつ ろう。変化の特徴は、下図の情報が精査されて絵図依頼者 (この場 つぎに、絵図の作成過程がわかる史料ではないが、帳簿と絵図が深 この「村中井路杭改帳」には、三か所に分け、 八月井路杭改惣村立合」とある。 水路に打たれた杭 凡例には、 河州茨田

御勘定改矢田堀嘉右衛門様・御普請改堀内平助様差上候下絵」とあっ (図3-1) がある。 ついで、文化四 (一八○七) 年一○月の作成年をもつ[6 この絵図には、 「関東より永引御吟味御罷分、  $\frac{1}{3}$ 

と考えられるものに[ 638](図3-3)がある。容を持っている[ 629](図3-2)があり、さらに、一連の絵図て、「下絵」として作成されたことが明記されている。また、同じ内

永引とは、永久に年貢を取らない土地のことを指している。吟味のために来村した幕府役人に提出した絵図の下図と控図である。藤田村が大水害に見舞われた年にあり、同年一〇月江戸から永引地の絵図の作成された文化四年は、「⑴近世の藤田村」で述べたように

記載がみられるが、 にむらがみられるなど簡略に作成されている。樋門、 で見消しにしたり、 らの名前などがあるが、「下絵」と断っており、 色=畑、灰色=川井路となっている。絵図の作成年や作成理由、 [613]の凡例は六種で、赤色=道、 方位は北と西のみであったり、 肝心な「永引」について描いていない。 黒色=堤、 水路の間違いを墨線 田地の黄色の彩色 分郷郷蔵 黄色=田地 寺の 庄屋 白

井路、 いないが、 れた永引所の二か所も記載され清図であることがわかる。樋門は大蔵 所となっている。 の墨線が引かれている。 所に描かれ、 [629]の絵図の凡例は四種で、黄色=田畑、赤色=道、緑色= 638]の凡例は三種で、赤色=道筋、 屋敷地に田畑の黄色を彩色する間違いがあり、その箇所に見消し 黒色=堤堀となっている。 絵図の作成年や作成理由が書かれて 幕府領の石高と庄屋らの名前と押印がみられる。樋門が各 郷蔵と極楽寺の記載がみられ、丁寧な描写である。 村名と庄屋らの署名と押印があり、 また、この絵図にも「永引」の記載がない。 黄色=田地、 先の凡例に示さ 白色=永引 しか

によって消滅する土地であることがわかる。 
によって消滅する土地であることがわかる。 
な言さに、引滅する土地である。 
な引の個所は、新たに建設する 
な言さに、前述した享保七(172 
な言さに、前述した享保七(172 
な言さに、前述した享保七(172 
な言さに、前述した享保七(172 
な言さに、前述した享保七(172 
な言さに、前述した享保七(172 
な言さに、前述した享保で、今回新たに建設する 
な言さによって消滅する土地であることがわかる。 
な言さによって消滅する土地であることがわかる。 
な言さによって消滅する土地であることがわかる。

[638]の順で作成されたと考えられる。 このように、文化四年一○月の絵図は[613]→[629]→

4-2)・[610](図4-3)である。れた巡見使にかかわる絵図が[637](図4-1)・[622](図っいで、天保九(一八三八)年の将軍徳川家慶の就任に伴い派遣さ

筋 うち二種は朱書で追加されている。朱書の追加は、 きに似た寺と郷蔵が細かく書き込まれている。 し書きがあり、 の署名押印があるが、 青色で井路が書き込まれている。 凡例の下には、 この凡例の色は、[637]の絵図では守られておらず、赤色で道 色=道筋、 まず作成されたのは、[637]であろう。 太朱線=御順 (巡) 見様御通行道である。 黒色=井路、黒色=請堤、白色=他領居所となっている。 明らかに下図であることがわかる。 絵図の余白には大きく寺や郷蔵、 本図の凡例は七種で、 また、 幕府領の高と庄屋ら 細朱線 = 御通行道 絵図には、 茶色=田畑、 墨線などの試 試し書

い る。 があるが、 がある。 ついで作成されたのが[622]である。凡例は五種で、茶色=田 灰色=道、 凡例の下に[637]と同じく、幕府領高と庄屋らの署名押印 御蔵と極楽寺の描写がある 絵図では赤色で道が、自領の居村も白色となっており間違 黄土色=水路、黒色=請堤、 白色=他領居村となって

に提出された絵図の控えであることがわかる。 最後に作成された[610]には、 次のような記載がみられ、 幕 府

将軍宣下二付

此絵図之儀者江戸表 御勘定樣御巡見二付差上候写二御座候

以上

茶色と黄色の混合=田畑、

紺色=井路、黒色=請堤となっている。

前

[610]の凡例は五種で、

赤色=道筋、

赤色二本線=御通行道

但シ絵図面之折形如斯候也 天保八年

西九月日

御通行儀八天保九年閏四月二日日 一御座候

.筋壱間二脇付仕、事外大そう二御座候事

壱番下村御泊り御座候

御勘定方より御弐人名前

武嶋八郎様

河州茨田郡

藤田村

御徒目附方より御 岡田理木次郎様

小川伊兵衛様

実際の巡見は天保九年一月二二日の巡見であったこともわかる 御請書」[270]が差し出されている。また、 が正式に決定されたとようで、 たちの名前が記されている。天保九年一月二二日には、 Ł と、この巡見にあたって、 るූ 封書に入るように細長く南北方向へ均等に二回折り畳んだようであ 之折形如斯候也」とあって、現状からすると東西を半分に折った上で 奉行所に提出されたものである。 本絵図は、 巡見使が壱番下村に宿泊する予定であること、 また、実際の巡見は、翌九年四月二日に行われる予定であるこ 天保八年九月の将軍宣下と同時に作製され、 巡見使の通過する道路を一間に拡幅したこ その対応についての「御巡見二付被渡 また、絵図の折り方は「但シ絵図 絵図の追記によって 巡見に訪れた役人 巡見使の来村 江戸の勘定

寺の文字と描写、申新田畑の書き込みもみられる。がわかる。絵図は凡例に従って正確に書かれ、郷蔵・御高札場、極楽述のように書き込みがあって、江戸へ提出された清図の控であること

う。 る。したがって、[ 609] →[ 645] の順に作成されたのであろ古」とあるが、見消しの線は少なく、庄屋らの印判も押印されていで見消しの線がいくつもみられる。また、[ 645] の絵図にも「反幕領を描いた[ 609] の絵図には、「反古也」の記載とともに墨

明治期のものであるが、作成過程と書写に関連する[605](図可能性が考えられなくもないが、ここでは指摘するにとどめたい。り、控図といったものではない。また、完成した絵図は[607]の比較して後者の方が訂正が少ないので、[935]→[642]の順比較して後者の方が訂正が少ないので、[935]→[642]の順

を描いた一連の絵図がある。[605]は、慶応四(一八六八)年九6-1)・[606](図6-2)・[604](図6-3)の永井領

は

「永井八十郎様御知行所」の書き込みが、梶・東・常弥寺村を示

別紙の張り紙を貼って「堺県御役所」と書かれている。別紙の張り紙を貼って「堺県御役所」と書かれている。[606] 図の宛所と考えられる「大阪府南司農局」の上につまる。[606] を明治三年に書写して、堺県御役所に出したものとである。[606] を明治三年に書写して、堺県御役所に出したものと考えられる。[606] は、墨線も訂正もない絵図で明治元年九月に村に控とる。[606] は、墨線も訂正もない絵図で明治元年九月に日に明治し、明治元(一八六八)年九月としている。慶応四年九月六日に明別紙の張り紙を貼って「堺県御役所」と書かれている。

へており、群として整理してまとめることができる。種一九点、二史料である。これらの絵図と史料は、一連の作成過程を

以上のように作成年代が明らかで作成過程の判明する絵図群は、

六

# 三、年未詳絵図の作成年代推定とその作成過程

まずは、領主名に注目することにしよう。[624](口絵2)に記載内容に注目し年代を確定し、その作成過程について検討する。は、いつ作成されたか不明である。そこで、領主名、村役人の名前、時期に作成されたことがわかった。しかし、一七点の絵図について検討によって、史料と対応する絵図二点、六種の絵図一九点がほぼ同検討によって、史料と対応する絵図二点、六種の絵図一九点がほぼ同本研究で対象とする四一点藤田村絵図のなかで、作成年代の判明す

名乗った最後の寛文一二年一二月二八日以前の絵図となる。 (空) り、寛文一二 (一六七二)年一二月三日に御書院の番頭、 で、ついで尚喜、そうして「八十郎」を名乗り、さらに右衛門とな 年二月二八日に父尚政の領地を譲られ藤田村を知行した。 幼名は尚庄 であった直右だけである。彼は、 まれている。 二位下佐渡守となっている。したがって、[ 624] は、「八十郎」を した小判形の三か所と藤田村のほぼ中央の一か所の計四か所に書き込 永井氏のなかで「八十郎」を名乗ったのは、尚政の四男 前述したように万治元 (一六五八) 同二八日従

府領ではなく、 殿樣御代官所 村・梶村の小判形には「御殿様御代官所」とあり、絵図中央には 十九石弐斗五升五合 また、永井八十郎とともに書き記された領主名に注目したい。 年に閉門となる以前絵図であることもわかる。 前述したように永井尚春の子の直増が元禄元 (一六八 高百九石七斗壱升五合 入組」とある。「御殿様」と書いているので幕 永井八十郎様御知行所 高三 神田 御

観に注目すると、 門と称しており、 ており、 若い頃に作成されたものとみてよい。また、[624]に描かれた景 れた時である。上述したように寛文一二年に佐渡守を名乗る前に右衛 絵図となる。 段階を示しているように考えられる。 このように永井八十郎の名前から、寛文一二年一二月二八日以前の 彩色が鮮やかで図の摩耗もなく、後世に書写されたと考えら また、上限は万治元年二月二八日に尚政から領地を譲ら 古川に沿った堤防が両端の部分しか見られず、 それ以前の絵図ということになるので、 さらに本図は薄い紙に描かれ 彼がかなり 築造

> 成された可能性が高いように思われる。 勘案すると、万治元年に領地を尚政から直右、尚春が譲られた時に作 藤田村にとって重要な絵図であったと考えられる。こうした点を

ħ

年代を推定した。 の村役人いわゆる村方三役は、 これらの身分関係を基準に絵図に作成年のないものについてのみ作成 ついで、村役人の名前から、絵図の作成年代を推定したい。 さらに百姓代の身分構成からなっている。 絵図に書き込まれた村役人の名前を整理したものである。 庄屋の役職が一番上位で、ついで年 したがって、 ここでは

寄

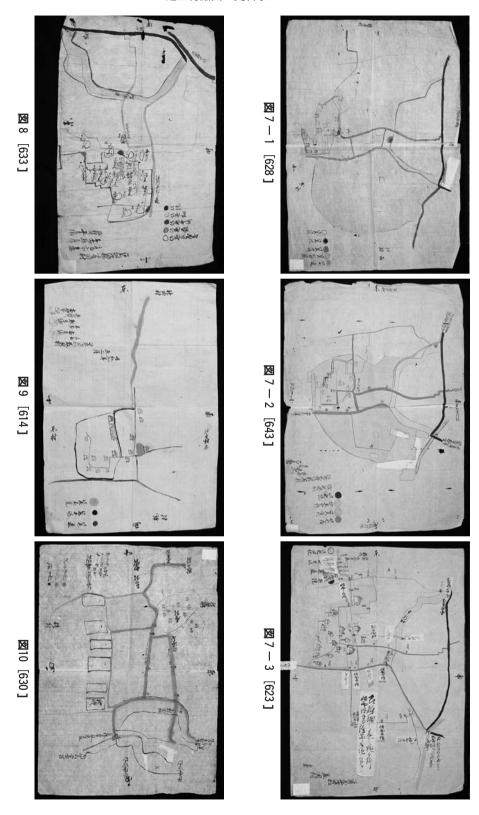
Ιţ

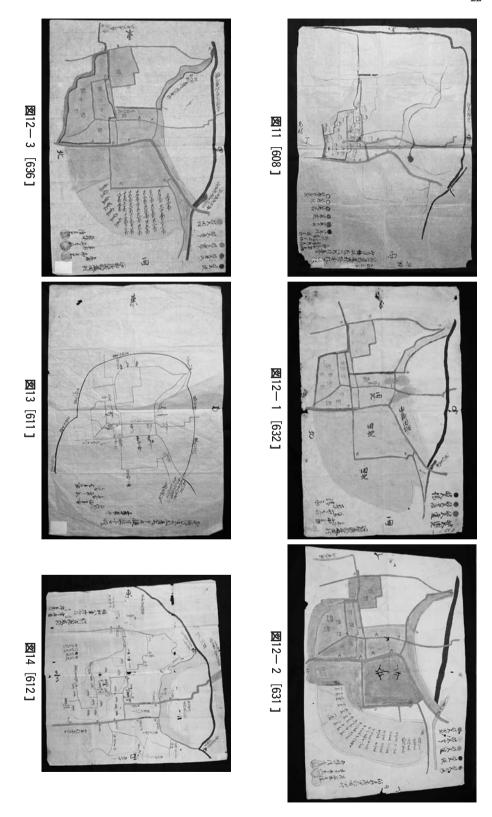
平兵衛の名前がある。 るので、同じ時期に作成されたものと思われる。 るが、[623]に書き込まれたそれとかなり一致する名前が見られ 図であろう。また、[ 633] には屋敷に居住者名が書きこまれてい 百姓代は市郎右衛門となっているので、少なくとも明和九年以前の絵 屋に昇格しているので、少なくともそれ以前に作成された図である。 和九(一七七二)年二月に作成された[614](図9)において庄 屋又右衛門、年寄市兵衛の名前がある。このうち年寄の市兵衛は、 **(図7-3) は、作成過程がわかる絵図であるが、[643] には庄** つぎに、[633](図8)には、庄屋市兵衛、年寄惣兵衛、 まず、[628](図7-1)・[643](図7-2)・[623] 明和九年二月の作成年を持つ[614] 百姓代 明

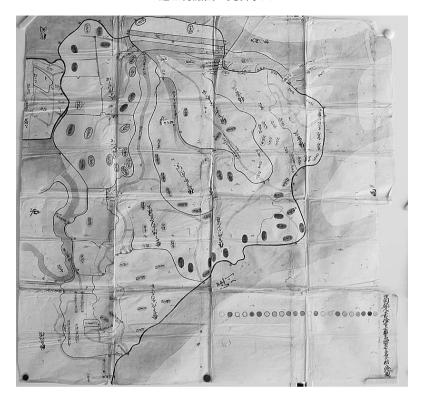
4]と同じく、庄屋市兵衛、 ついで、[630](図10) 年寄惣兵衛、 Ιţ 上述した明和九年 百姓代市郎右衛門の村役人 一月作成

## 表 2 村役人の推移と絵図の推定年代

文書番号	絵図の記入・推定年代	###	絵 幕府領の村役人作成	絵図にみられ	絵図にみられる藤田村の村役人 成 オポ領	が役人水井領の村役が	受人作成	墨墨
		庄屋	年	百姓代	庄屋	年寄		
626	宝暦6(1756)年頃カ	又右衛門	六兵衛					₩2-1
612	明和8(1771)年3月				计	次郎兵衛		<b>⊠</b> 14
628	明和9年以前力	又右衛門	市兵衛					
643	明和9年以前力	又右衛門	市兵衛					
623	明和9年以前力	又右衛門	市兵衛					
633	明和9年以前力	市兵衛	惣兵衛	平兵衛				<b>⊠</b>
614	明和9(1772)年2月	市兵衛	惣兵衛	市郎右衛門				<b>%</b>
630	明和9年頃力	市兵衛	物兵衛	市郎右衛門				<b>1</b> 0
608	天明元(1781)年8月	市兵衛	物兵衛		次郎兵衛	武兵衛		<b>X</b>
632	天明元年以降力	市兵衛	市郎右衛門	清兵衛				図12-1
631	天明元年以降力	市兵衛	市郎右衛門	清兵衛				図12-2
636	天明元年以降力	市兵衛	市郎右衛門	清兵衛				<b>≥</b> 12-
613	文化4(1807)年10月	与兵衛	善兵衛	徳兵衛				<b>≥</b> 3-1
629	文化4年力	與兵衛	善兵衛	徳兵衛				<b>№</b> 3-2
638	文化4年力	與兵衛	善兵衛	徳兵衛				<b>№</b> 3-3
615	文化5 (1808 )年	与兵衛	善兵衛		利兵衛	勘兵衛		口給4
611	文化10(1813)年	与兵衛	善兵衛	徳兵衛				<b>№</b> 13
637	天保8(1837)年力	與兵衛	善兵衛	徳兵衛				<b>№</b> 4-1
622	天保8年力	與兵衛	善兵衛	徳兵衛				<b>≥</b> 4-2
609	文久元(1861)年8月				松井勘兵衛	儀兵衛	嘉兵衛	≥5-1-1
645	文久元年力				松井勘兵衛	儀兵衛	嘉兵衛	
635	文久元年力				松井勘兵衛	儀兵衛	嘉兵衛	図5-2-1
642	文久元年力				松井勘兵衛	儀兵衛	嘉兵衛	図5-2-2
606	明治元(1868)年9月				儀兵衛		嘉兵衛・市左衛門	<b>≥</b> 6-1
605	明治元年5月				儀兵衛		嘉兵衛・市左衛門	図6-2
604	明治3(1871)年10月				儀兵衛		嘉兵衛・市左衛門	<b>№</b> 6-3







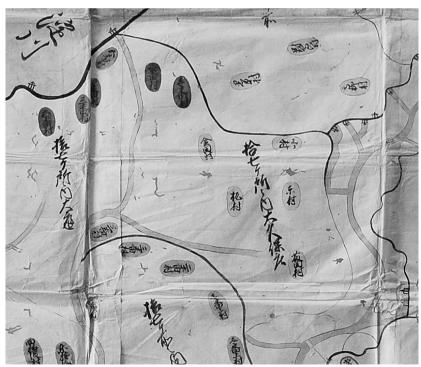


図15[619]上図は図全体、下図は大久保庄域拡大

名がみられるので、同時期に作成されたのであろう。

成されたとみなされる。 さらに、[632](図11-1)・[631](図12-2)・[63]では市郎右衛門が年寄に昇格しているので、天明元年以降に作では、年寄は惣兵衛となっているが、[632]・[631]・[632]・[631]・[632]・[633](図11)までは、年寄は惣兵衛となっているが、[632]・[632]・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](図12-2)・[633](Z1-2)・[633](Z1-2)・[633](Z1-2)・[633](Z1-2)・[633](Z1-2)・[633](Z1-2)・[633](Z1-2)・[633](Z1-2)・[633](Z1-2)・[633](Z1-2)・[633](Z1-2)・[633](Z1-2

り、これが主題であることがわかる。

「 6 1 1 ] (図13) と [ 6 1 2 ] (図14) について触れておきたい。 に 6 1 1 ] (図13) と [ 6 1 2 ] (図14) について触れておきたい。 に 5 に [ 6 1 1 ] は、文化一〇 (一八一三) 年の作成年を持っており、庄屋与 (與) 兵衛、年寄善兵衛、百姓代徳兵衛の三人の署名がある。彼屋与 (與) 兵衛、年寄善兵衛、百姓代徳兵衛の三人の署名がある。彼 これ以外の絵図として、作成年代がわかりこれまで取り上げなかっこれ以外の絵図として、作成年代がわかりこれまで取り上げなかっ

かれており、明細図に分類できるものであろう。がみられる。道・堤・井路・新田・家屋・樋門・地名・寺社などが書作成された最も古い絵図である。庄屋宇平と年寄次兵衛の名前と押印[612]は、明和八(一七七一)年三月の作成年を持つ永井領で

(図7-1)・[643](図7-2)・[623](図7-3) とさて、ここで年代を推定した絵図で作成過程のわかる[628]

[ 632](図12-1) · [ 631](図12-2) · [ 636](図12

-3) の二種について検討してみよう。

[628]の凡例は五種で、茶色=道、黄色=領内御田地、青色=まずは、[628][643][623]について検討しよう。

なく、領内御田地の黄色も薄く、簡略に描かれている。大蔵樋は、張井路、黒色=堤、白色=他領となっている。図の中には文字の記載が

たく異なり鮮やかになっている。赤色=道、黄色=領内、茶色=井[643]の凡例は五種で[628]と同じであるが、色彩がまっり紙によって修正されている。

門も明確に記され、他領も判り易くなっている。道」が赤色の太線で描かれ、図の中央に「郷御蔵」のが記入され、樋

黒色=堤、紙色=他領となっている。図の中央には、「奈良往還

路

[643]→[623]の順で作成されたと考えられる。 示すのが目的となっていることがわかる。このように[628]→ 之樋ケ所帳面認候間、絵図二可以不也」とあって、帳面に樋の位置を 地となっている。彩色も整い、文字も正確になっている。この図には 地となっている。彩色も整い、文字も正確になっている。この図には

報が多くなっている。順に丁寧な文字や彩色で描かれていて、書き込まれた文字・図像の情のぎに[632][631][636]も下書と清図の関係にあり、

[632]は凡例が四種で、茶=田地、赤色=道、青色=井路、黒

が描 出された図の控とみてよかろう。以上のように[632]→[63 方位の文字が大きく、 [636]は分厚くなっている。[631]に対して[636]では 6] では異なっている。つぎに、[632][636] の紙は薄いが [636]の方がその区別が明瞭であり、 このほかに両図は、 型の建物が描かれているが、これは他の絵図からみて寺とみてよい。 が書き加えられている。また、[631]の堤防に「大久保庄立会 料立会用水井路」 路」と「御普請所」の文字のみであるが、[636]では「御料・私 か所に増加している。 が、[ 631] に対して[ 636] は、かなり情報が追加されてい れていない簡略図となっている。つぎに[631]と[636]の違 く、[ 631][ 636] にある壱番から参弐番までの「取下」が記さ 色=堤となっている。 、をみてみよう。 まず、 凡例に茶色で示される「此色取下」の範囲が[631]と[63 がれ も一〇か所描かれるが、[636]の中央に瓦ぶきで高床の家屋 の文字がみられる。ついで、 水門の数は[631]で一○か所に対して、[636]では一三 大蔵樋に御普請所とある。 「分郷郷蔵」の書き込みがみられ、その郷蔵の北の位置に小 が二か所、 平野道を太くその他の道を細く描いているが、 署名の印判も濃くなって見易くなっており、 ま た、 図は簡略に描かれ田地、 前述したように「取下」の記載がみられる 「大久保庄五ヶ村悪水用水井路」の文字 凡例の井路は[631]では「用水井 家屋の図像は[631]も[63 庄屋らの署名があるが押印がな かつ丁寧に描いている。 郷蔵、 申新田畑が書き ま

1]→[636]の順で作成されたと考えられる。

や、基図の絵図とそれを利用した絵図の関係について触れ、作成年代ここで視点を変えて作成過程の示す絵図ではないが、絵図の彩色

も類推しておこう

性が高いように思われる。 性が高いように思われる。 生のであるが、同じ緑色が彩色されており、元禄期のものである可能を基図として[634](口絵1)があり、同時期に作成された可に性が高い。また、[634](口絵1)があり、同時期に作成された可また、[620](図版割愛)も、家屋配置と居住者名を書き入れたまた、[620](図版割愛)も、家屋配置と居住者名を書き入れたまた、[620](図版割愛)も、家屋配置と居住者名を書き入れたまた、[620](図版割愛)も、家屋配置と居住者名を書き入れたまた、[620](図版割愛)も、家屋配置と居住者名を書き入れたまた、[620](図版割愛)も、家屋配置と居住者名を書き入れたまた、[620](図版割愛)も、家屋配置と居住者名を書き入れたまた、[620](図版割愛)も、家屋配置と居住者名を書き入れたまた、[620](図版割愛)も、家屋配置と居住者名を書き入れたまた、[620](図版割愛)も、家屋配置と居住者名を書き入れたまた、[620](図版割愛)も、家屋配置と居住者名を書き入れたまた、[620](図版割愛)も、家屋配置と居住者名を書き入れたまで、元禄一〇年に作成されたと考えた。[614](000)のである可能を表す、元禄一〇年に作成されており、元禄期のものである可能を表す、元禄期のものである可能を表する。

。 以上、下図からの作成過程と絵図の作成年代について検討してき

た。

まず、作成過程として明らかになったことは、全般的にみて下図は

図は丁寧かつ見易くなり厚手の紙に描かれている。描き方や文字などにあまり気を使わず薄手の紙に描かれ、最終的な控

的が明確化され、その主題のみを書くことになって、簡略化されるこる。絵図の内容は当初詳しく、その後の作成依頼者の要望によって目また、図にみられる情報を簡略していく傾向がみられることであ

# おわりにかえて―絵図の調査方法と目録作成―

おきたい。 法についての概略と**表3**によりながら、目録の作成についてまとめて図表を多用したので、紙数がつきた。おわりに変えて絵図の調査方

認められる。

認められる。

認められる。

記載内容を詳細に比較することが求められる。また、控図を後世になって書写した図も、グループとしてみる必要性がらえることが必要である。また、村絵図と対をなす文字史料がある場らえることが必要である。また、村絵図と対をなす文字史料がある場られていく。これらは、一連の作成過程を示しており、群としてとれ絵図は、下図を幾枚か作成し、それをもとにして完成された図が

特色ある彩色を見出してグルーピングし、絵図の内容や紙質、文字のをもとにして、領主や村役人の名前を比較する方法がある。ついで、ついで、作成年代の推定にあたっては、作成年代の記入された絵図

い。の景観を描いているとは限らず、その有効性は低いと言わざるを得なかを比較する方法もある。しかし、絵図は主題図であるから、すべてに、絵図に描かれた内容を比較し、ある地物が描かれているかいない比較などを通して作成年代を推定することとなってくる。これ以外

てを記入している。 でを記入している。 でを記入している。 でを記入している。 でを記入し、その内容が不十分な場合は( ) で補足を行った。また、新たに表題を付けた場合は[ ] で表示している。寸法については、絵図そのものの構図によって上下を決定し、縦×横とした。作成た、新たに表題を付けた場合は[ ] で表示している。 守法については、 捷定した作成年代については「カ」を付けている。 年代推定のでを記入している。 に藤田村文書所収絵図の目録を提示した。 編年順に配

のと思われる。

表 3 藤田村文書所収絵図の目録

庄屋市兵衛・年寄惣兵衞・惣百姓市郎右衞門→記載なし	$29.2 \times 42.5$	[藤田村永荒地絵図 ]	控図力	図に記入	明和9(1772)年2月	614
河州茨田郡藤田村庄屋市兵衛・年寄惣兵衛・百姓代平兵衛 →記載なし	29.0×46.1	[藤田村居住者絵図 ]	F M	村役人名	明和9年以前力	633
記載なし	$30.2 \times 43.0$	[藤田村樋改絵図 ]	控図力・樋改の帳簿あり	村役人名	明和9年以前力	623
河州茨田郡藤田村庄屋又右衛門・年寄市兵衛→記載なし	$42.8 \times 59.8$	[藤田村樋改絵図 ]	623の下図	村役人名	明和9年以前力	643
記載なし	$33.7 \times 48.3$	[藤田村樋改絵図 ]	643の下図	村役人名	明和9年以前力	628
河州茨田郡藤田村庄屋宇平・年寄次郎兵衛→記載なし	57.7×57.7	[藤田村明細絵図 ]	控図力	図に記入	明和8(1771)年3月	612
河内国茨田郡藤田村(庄屋又右衛門・六兵衛 )→角倉與一	$40.8 \times 55.7$	[藤田村明細絵図 ]	控図	図に記入	宝暦6年10月	616
記載なし	$42.5 \times 54.7$	[藤田村明細絵図 ]	616の下図	図の類似	宝暦6年力	625
河州茨田郡藤田村庄屋又右衛門・六兵衛	$45.8 \times 57.8$	[藤田村明細絵図 ]	625の下図	図の類似	宝暦6年力	626
記載なし	$20.7 \times 33.7$	[藤田村居住者絵図 ]	7 🔀	彩色の類似	元禄期力	620
記載なし→今村九右衛門	54.3×84.4	[藤田・北・東・梶・金田五村樋組 絵図]	控図力	図の類似	元禄10年力	634
○ 記載なし→記載なし	109.1×106.5	茨田郡八ケ所十七ケ所惣高四万七千 石余村々絵図(「庄」範囲図)	634の基図	図の類似	元禄期力	619
記載なし→樫庄左衛門・池田彦右衛門	53.0×68.3	[藤田村幕領及び東・北・金田村入 組絵図]	茂 図	圏に記入	元禄10(1697)年7月24日	617
記載なし→記載なし	85.0×81.4	[藤田村幕領及び東・北・金田村入 組絵図]	617の下図	図の類似	元禄10年力	618
記載なし→記載なし	62.5×68.8	<ul><li>[藤田村幕領及び東・北・金田村人組絵図]</li></ul>	618の下図	図の類似	元禄10年力	644
河内国茨田郡藤田村→記載なし	40.5×55.7	河内国茨田郡藤田村絵図(幕領·永 井八十領入組絵図)	控図力・後世の書写図	領主名	万治元(1658)年力	624
作成者→宛名	寸法(cm)	表題に():補足、[]:新たな表題	作成過程	年代推定の根拠	作成年代	文書番号

													2
610	622	637	611	615	638	629	613	636	631	632	608	630	文書番号
天保8(1857)年	天保八年力	天保八年力	文化10(1813)年	文化5(1808)年	文化4年力	文化4年力	文化4(1807)年10月	天明元年以降力	天明元年以降力	天明元年以降力	天明元(1781)年8月	明和9年頃力	作成年代
図に記入	図の類似	図の類似	圏に記入	図に記入	図の類似	図の類似	図に記入	村役人の名前	村役人の名前	村役人の名前	図に記入	村役人名	年代推定の根拠
控図力	610の下図	622の下図	控図力	控図カ・[505]帳簿対応	控図力	629の下図	613の下図(下絵)	控図力	636の下図	631の下図	控図力・[504]帳簿対応	¥ ⊠	作成過程
[藤田村絵図・御勘定様御巡見二付指上候写][幕府巡見使対応絵図]	[藤田村幕府巡見使対応絵図]	[藤田村幕府巡見使対応絵図]	[藤田村大蔵樋寸法記入絵図 ]	井路道麁絵図(井路・杭改)	[関東より永引吟味二付差出絵図]	[関東より永引吟味二付差出絵図]	[関東より永引吟味二付差出絵図]	[藤田村出作地取下地絵図]	[藤田村出作地取下地絵図]	[藤田村出作地取下地絵図]	河州茨田郡藤田村絵図杭井路改	[藤田村他領地絵図 ]	表題に():補足、[]:新たな表題
27.6×40.3	$27.8 \times 40.8$	27.4×40.7	$28.0 \times 40.5$	41.0×40.2	27.9×40.4	27.9×40.8	$30.5 \times 39.2$	28.0×40.3	28.0×43.5	28.0×40.3	40.6×56.5	35.0×48.4	寸法(cm)
記載なし→記載なし	庄屋與兵衞・年寄惣兵衞・百姓代徳兵衞→記載なし	河州茨田郡藤田村庄屋與兵衞・年寄惣兵衞・百姓代徳兵衞 →記載なし	庄屋与兵衞・年寄善兵衞・百姓代徳兵衞→記載なし	御料庄屋与兵衛・年寄彦兵衛、私領庄屋代利兵衛・年寄代 勘兵衞→記載なし	河州茨田郡藤田村庄屋與兵衛・年寄善兵衛・百姓代徳兵衛 →記載なし	河州茨田郡藤田村庄屋與兵衞・年寄惣兵衞・百姓代徳兵衞 →記載なし	御料庄屋与兵衞・年寄善兵衞・百姓代徳兵衞→記載なし	河州茨田郡藤田村庄屋市兵衛・年寄市郎右衞門・百姓代清 兵衛→記載なし	河州茨田郡藤田村庄屋市兵衛・年寄市郎右衞門・百姓代清 兵衛→記載なし	河州茨田郡藤田村庄屋市兵衛・年寄市郎右衞門・百姓代清 兵衛→記載なし	河州茨田郡藤田村御料庄屋市兵衛・年寄惣兵衛、私領庄屋 次郎兵衛・年寄武兵衛→記載なし	河州茨田郡藤田村庄屋市兵衛・年寄惣兵衛・百姓代市郎右 衛門→記載なし	作成者→宛名

査・復原研究・データベース」(代表・杉本史子、課題番号2124201度・科学研究補助金・基盤研究A「『地図史料学構築』の新展開─科学的調表・杉本史子、課題番号18202015)および二○○九~二○一一年 不一、「地図史料学の構築──前近代地図データ集積・公開のために─」(代日記]本研究は、二○○六~二○○八年度・科学研究補助金・基盤研究

(8)守口市市史編纂委員会編『守口市史 本文編第三巻』守口市、一九八年の付録「近世前期 郷村高・領主名データベース」によった。

- 図書館、一九八一年に関連の文書がみられる。(9)関西大学図書館編『和泉国大鳥郡豊田村小谷家文書目録』関西大学六二年などに記述がみられる。
- (10)前掲(6)『寛政重修諸家譜』によった。
- (11) 国絵図研究会編『国絵図の世界』柏書房、二〇〇五年

#### 注

⊗)の成果の一部である。

- 八四一、二○○八年を参照のこと。(1)礒永「地域史のなかの絵図─自治体史の絵図・地図」『歴史学研究』
- るが、村絵図の圧倒的な量からして不十分といわざるを得ない。図研究』小宮書店、一九六一年をはじめとする木村の一連の研究があ(2)近世村絵図の歴史地理学的な研究としては、木村東一郎『近世村絵
- 八年にその成果が掲載されている。 年と「特集「世界のなかの近世絵図Ⅱ」『歴史学研究』八四二、二○○八(4)「特集「世界のなかの近世絵図Ⅰ」『歴史学研究』八四一、二○○八
- 八〇年によった。(6)永井の事跡は、『寛政重修諸家譜 第一〇巻』群諸類従刊行会、一九
- (7) 和泉清司『近世前期郷村高と領主の基礎的研究』岩田書院、二〇〇